

令和6年能登半島地震災害義援金の取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では、このたびの災害により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金を受け付けておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客様の義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

振込依頼書には、必ず送付先「能登半島地震災害義援金」をご記入ください。

2. 取扱期間

2024年1月11日（木）～2025年12月12日（金）

※2024年12月13日（金）までを取扱期間としておりましたが、被災地の状況に鑑み、上記
取扱期間に変更いたしました。

3. 振込先

信金中央金庫 本店

別段預金 能登半島地震災害義援金口

4. 振込手数料

無 料（窓口の場合）

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続をとられる方へ》

本義援金をお振り込みいただいた際の振込依頼書の控え（振込金受取書）が、所得税等の寄付金控除の手続きにおける証明書類となりますので、大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

※詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。



このまちの夢がきこえる

水戸信用金庫